

第53回採石業務管理者試験《受験案内》

島根県土木部河川課管理係
〒690-8501 松江市殿町1番地
電話番号 0852-22-6783

- 1 試験の日時
令和6年10月11日（金）午前10時～12時まで（120分）
（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認めず。）

- 2 試験会場
大田市大田町大田イ236-4（JR大田市駅の西隣）
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

試験会場案内図



- 3 試験の方法及び科目
次に掲げる科目を筆記試験により行います。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処置に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 4 受験の手続き
(1) 受験申込方法
電子申請又は郵送による
(2) 受験手数料
8,100円
※手数料は、主催者が試験を中止した場合を除き、原則として返金しません。
(3) 申込受付期間
令和6年9月2日（月）午前8時30分から令和6年9月17日（火）午後5時15分まで
（郵送の場合は令和6年9月17日（火）までの消印のあるものだけに限り受け付けます）

4-1 電子申請の場合

- (1) 準備するもの
①写真データ（受験申込前6月以内に撮影した正面無帽上半身像）
②支払いに利用できるクレジットカード（VISA/Master/JCB/AMEX/DINERS）



電子申請はこちらから

- (2) 申込方法
しまね電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/saiseki-shiken>）より申し込んでください。
(3) 受験手数料の支払いはクレジットカード決済のみです。
(4) 受験票の交付

申請手続きが完了しましたら、「島根県【採石法】採石業務管理者試験申込 処理完了のお知らせ」メールが送付されますので、スマートフォン等の電子機器の画面若しくはメールを印刷したものを、試験当日に受付でご提示ください。受付にて受験票をお渡しします。

なお、令和6年9月30日（月）までに処理完了のメールが届かない場合は、島根県土木部河川課に必ずお問い合わせください。

4-2 郵送の場合

- (1) 受験願書等の入手方法
① 窓口配布箇所（下記窓口にお越しください）
・島根県土木部河川課
・各県土整備事務所維持管理部管理課（各事業所も含む）
・一般社団法人島根県採石協会（〒693-0023 出雲市塩冶有原町6丁目39）
・一般社団法人島根県東部地区採石業協会（〒693-0005 出雲市天神町869番地天神ビル204号）

裏面に続く

② 郵送で受験願書を請求する場合

次の点に注意して、下記送付先まで請求してください。

- ・封筒の表に「採石受験願書請求」と朱書してください。
- ・ハガキの入る大きさの返信用封筒（84円切手を貼り、郵便番号、住所、宛名を記載しておくこと）を同封してください。

○送付先：〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

(2) 申込方法

下記(3)の提出書類に必要事項を記入し、島根県土木部河川課（〒690-8501松江市殿町1番地）に提出してください。

封筒の表に「採石受験願書在中」と朱書し、必ず簡易書留扱いにしてください。

(3) 提出書類

① 受験願書

受験手数料8,100円相当の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けてください。（国が発行する収入印紙ではありません。）

② 添付書類

- ・はがきサイズが入る返信用封筒（84円切手を貼り、郵便番号、住所、宛名を記載しておくこと）
- ・写真2枚（縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- ・受験票（所定の様式 写真2枚のうち1枚をはり付けてください）

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは受験票を交付しますので、試験当日、会場に御持参ください。

なお、受験票が令和6年9月30日（月）までに届かない場合は、島根県土木部河川課に必ずお問い合わせください。

5 結果発表

試験結果は、令和6年11月1日（金）に郵送にて受験者本人あて通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載します。

電話等による照会には対応しません。

なお、試験の得点については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、受験者本人に限り開示の請求をすることができます。

(1) 開示内容

受験者本人の総合得点及び科目別得点（法令問題、技術問題）

(2) 開示方法

原則として閲覧の方法によることとし、写しの交付は行いません。

(3) 開示期間及び時間

- ・期間 令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ・時間 午前9時から午後5時まで

(4) 開示場所

島根県土木部河川課（松江市殿町8番地島根県庁南庁舎3階）

(5) 開示請求に必要な書類

顔写真付身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど受験者本人を確認できるもの）

(6) その他

開示を希望される場合は、事前に島根県土木部河川課管理係（0852-22-6783）に電話で開示希望日時を連絡してください。

6 その他

(1) 発熱や咳などの症状がある場合には、受験をお控えください。

(2) 試験会場内でのマスクの着用は、個人の判断にゆだねます。

(3) その他ご不明な点については、島根県土木部河川課管理係（0852-22-6783）までお問い合わせください。